

## 補助金調書

補助金名	小規模事業指導費補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局産業振興部 経営支援課(TEL441-1232)
交付先	■ 団体	早良商工会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	■ 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
補助開始年度	昭和50	年度	経過年数	39	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	市内(早良商工会設立認可の日における旧早良町の区域)の小規模事業者の経営改善を図ることを目的として実施する小規模事業者に対する経営改善普及事業を促進することを目的とする。 補助対象事業は、経営改善普及事業。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	■ 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費は、上記目的を達成するために要する指導環境推進費、記帳指導員謝金、講習会等開催費、金融指導事務費等。 補助金の算定方法は、経営改善普及事業に要した費用の3分の1を上限とした本市予算の範囲内。			
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	3200 千円	3200 千円	3200 千円	3200 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	①金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、その他経営に関する指導、あっせん ②小規模事業者の経営改善発達に資する地域の活性化または商工業の振興に関する事業の実施、協力または指導 ③経営、技術、各種制度等に関する情報または資料の収集及び提供				
補助金交付 による効果	小規模事業の経営改善を図るため、金融等に関する指導や各種相談、講習会等を実施し、地域経済の発展に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。